解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号
社団法人栃木県軍恩連盟
清算人　坂本　明雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
栃木県栃木市都賀町原宿五三七番地一
社団法人都賀町シルバー人材センター
代表清算人　大橋　重

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年三月三十一日に解散し清算事務を行っているから、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
栃木県矢板市山田一四一一番地
清算法人矢板市山田西土地改良区
清算人代表　鈴木　義正

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年二月八日開催の臨時組合総会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
埼玉県富士見市大字下南畑三七六七番地一
一　富士見市竹ノ内工業団地協同組合
代表清算人　市川　浩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十七日開催の理事会の決議、及び平成二十一年十月十三日開催の評議員会の承認、及び平成二十二年三月八日千葉市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
千葉市美浜区真砂二丁目六番地一〇
社会福祉法人ジョイ
代表清算人　矢野　尤子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
東京都千代田区二番町一―二番町ハイム三三五号
特定非営利活動法人日本エンタテインメント・アーカイブス事業支援機構
清算人　廣瀬　隆一

解散公告（第三回）

当組合は平成二十二年三月二十六日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
東京都港区三田一丁目六番一五号
三田小山町東地区市街地再開発組合
代表清算人　藤原　雄進
（連絡先　東京都港区芝三―二―一四―四〇一一号）

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の社員総会の決議ならびに外務大臣の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
東京都中央区銀座五丁目一五番八号
社団法人外交知識普及会
代表清算人　齋藤　邦彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年四月五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
石川県金沢市松村五丁目六六番地
金沢市松村第二土地区画整理組合
清算人代表　金原　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
岡山市北区津高一四四四番地六三
社団法人岡山県警友会
代表清算人　勝山　義久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
長崎市宿町六八六番地二
特定非営利活動法人子どもの城・結宅
清算人　淺井　克子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
大分市城崎町二丁目三番一〇号
社団法人大分県公共嘱託登記司法書士協会
代表清算人　首藤　康夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日
鹿児島市鴨池新町二一番一号
社団法人鹿児島県管工事業協会
清算人　青木英一郎

公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金第十一期決算公告

一、事業概要

民俗芸能の保存・伝承活動事業について静岡県内の十団体に対し、合計三、三七五、九九〇円の助成金を交付した。

二、財産目録

資産合計	三四、二五一、四九六円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、二五一、四九六円

平成二十二年二月二十八日現在

東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金　受託者　農中信託銀行株式会社

会社設立のお知らせ

平成二十二年四月一日大津地方法務局草津出張所にて設立登記を完了し株式会社ＳＧＫがここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十二年四月二十八日
滋賀県草津市南草津二丁目四番地五―二一〇
株式会社ＳＧＫ
代表取締役　菱田加代子